

個人情報適正管理規程

令和7年1月20日
愛南漁業協同組合
無料職業紹介所

1. 目的

この規程は、本組合の行う船員職業紹介事業に係る求職者の個人情報の収集、保管、使用及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

2. 定義

- (1) この規程において、個人情報とは、求職者の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。
- (2) 求職者には、過去に求職者であつた者を含むものとする。

3. 個人情報を取り扱う者の範囲

個人情報を取り扱う本組合職員の範囲は、職業紹介業務担当者とするものとする。

なお、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者池田里江とする。

4. 個人情報を取り扱う者に対する教育訓練

個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱う3に記載する職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

5. 個人情報の収集

- (1) 個人情報は、船員職業紹介事業を行う目的の範囲内で収集することとし、次に掲げる個人情報は収集しないこととする。ただし、特別な職業上の必要性が存在すること、その他業務の目的達成に必要不可欠であつて、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでない。
 - ① 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出身地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ② 思想及び信条
 - ③ 労働組合への加入状況
- (2) 個人情報を収集する際には、本人から直接収集するか、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集することとし、偽りその他不正の手段により収集しないこととする。

6. 個人情報の保管および使用

個人情報の保管または、収集目的の範囲に限ることとする。ただし、他の保管もしくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合または法律に定めのある場合は、この限りでない。

7. 個人情報の適正な管理

(1) 本組合の管理または使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切に講ずるとともに、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明することとする。

- ① 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
- ② 個人情報の紛失、破壊および改ざんを防止するための措置
- ③ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- ④ 収集目的に照らして保管する必要が無くなった個人情報を廃棄または削除するための措置

(2) 求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく知られることのないよう、厳重な管理を行うこととする。

8. 個人情報の開示または訂正

(1) 3の個人情報取扱責任者は、求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する本人の専攻や資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅延無く行うものとする。更に、開示の結果、これに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅延無く訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者への周知に努めることとする。

(2) 本人が個人情報の開示または訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしないこととする。

9. 個人情報の保護に関する法律の遵守等

個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとする。

10. 個人情報の取扱いに関する苦情処理

個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者池田里江とする。

11. 秘密の厳守

船員職業紹介業務担当者は、その業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人にしらせないこととする。また、その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とすることとする。

この規程は、令和7年1月20日より施行する。